

事 務 連 絡
令和2年3月12日

市内 居宅介護支援
介護予防支援
地域密着型サービス
総合事業

事業所 各位

宇治市健康長寿部介護保険課
課長 夜久 信雄

運営規程の変更に係る手続きについて（通知）

日頃から、宇治市の介護保険事業の運営についてご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、運営規程に係る「従業員の職種、員数及び職務の内容」について、4月1日現在の状態を前年度と比較して変更がある場合のみ、年1回、4月10日までに変更届出書を提出することとしておりました。

今般、事務処理の負担を軽減するため、令和2年4月1日より、運営規程の記載について制限を緩和し、従業員の員数について、「〇〇人以上」という記載を可能とします。

また、制限緩和に伴い、運営規程に係る変更届の取扱いについて、従業員の員数に変更があった場合でも、「〇〇人以上」という運営規程の記載内容を満たしている限り、員数の変更による変更届の提出は不要とします。

なお、従前の記載から、「〇〇人以上」という記載へ変更する場合は、変更届の提出が必要です。変更にあたっては、想定される利用者数等に応じて人員基準が充足するよう、員数を規定してください。

（記載例：小規模多機能型居宅介護で通い定員15人の場合）

・管理者 常勤1人

介護従業者6人以上（常勤1人以上、非常勤4人以上、看護師常勤1人以上）

介護支援専門員1人以上（常勤兼務1人以上）

重要事項説明書については、利用者がサービスを選択するために必要な事項を説明するためのものであることから、従業員の員数について「〇〇人以上」という記載をせず、従前のとおり実際の員数を記載してください。

宇治市 健康長寿部 介護保険課 給付係
TEL：0774-22-3141（内線2342・2343）
FAX：0774-21-0406